

株式会社 都市居住評価センター

適合証明業務料金規程

(総 則)

第1条 この「適合証明料金規程」は、株式会社都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構と締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成22年4月1日）第11条、及び別に定める「株式会社都市居住評価センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）第21条、第22条に基づき、UHECが実施する適合証明業務に係る料金について必要な事項を以下に定めるものとする。

(業務料金の区分)

第2条 適合証明業務の料金は、新築住宅（フラット35・財形住宅融資）、中古住宅（フラット35・財形住宅融資）、賃貸住宅融資等に区分する。

(適合証明業務の料金)

第3条 適合証明業務の料金は、第2条の区分に従い、1申請につき、下記に定めるフラット35・適合証明業務料金に掲げる〈表1・2・3・4・5・6〉の通りとする。

(遠隔地の竣工現場検査及び物件調査に係る適合証明業務の料金)

第4条 竣工現場検査及び物件調査に際しては、地域により第3条の料金の額に、〈表7〉「業務料金に加算される遠隔地における出張費等」により計算された額の出張費を加算する。
但し、当社で完了検査あるいは住宅性能評価竣工検査を同時に行う場合は、この限りではない。

(適合証明業務に係わる料金の減額)

第5条 設計検査、竣工現場検査・適合証明業務を効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案し適合証明業務に関わる料金を減額することが出来る。

(適合証明業務料金の収納)

第6条 申請者は、適合証明業務料金を、UHECの指定する期限内に指定する銀行振込により納入する。

(適合証明書の再交付料金)

第7条 適合証明書の紛失等による再交付には、再交付料金として5,250円（税込）を、申し受ける。

(料金の返還)

第8条 収納した料金は原則として返還しない。但し、当機関の責に帰すべき事由により、適合証明業務が実施できない場合は、この限りではない。

(付 則)

この規程は、平成15年9月30日より施行する。

平成16年10月 1日改定

平成17年 6月 1日改定

平成17年 9月 1日改定

平成18年 6月26日改定

平成19年 4月20日改定

平成19年 5月10日改定

平成23年 4月 1日改定

ユイック 堺都市居住評価センター フラット35・適合証明業務料金

新築住宅【フラット35・財形住宅】

- ① フラット35S「優良住宅取得支援制度」の申請で住宅性能評価を受けずに、耐震等級2、3で適合証明を申請する場合は、設計検査料に52,500円（税込）を加算します。
- ② 当社で住宅性能評価を取得する物件で一定の条件を満たすものについては、設計検査が省略されます。
- ③ 旧「公庫マンション情報」に登録済の場合は、下記表より10,500円（税込）を引いた金額となります。
- ④ 「確認併用」とは、確認申請・中間検査・完了検査のいずれかをいう。
- ⑤ 「住宅併用」とは、設計・建設住宅性能評価のいずれかをいう。

表1 業務料金（検査住宅戸数）

N：検査住宅戸数（単位：円/税込）

確認併用	住宅併用	1-1: フラット35・財形住宅		1-2: 優良住宅取得支援制度(フラット35 S)	
		①設計検査	②竣工現場検査	①設計検査	②竣工現場検査
○	○	31,500	$31,500 + 4,200 * N$	36,750	$36,750 + 4,200 * N$
-	○	34,650	$36,750 + 4,200 * N$	36,750	$47,250 + 4,200 * N$
○	-	34,650	$36,750 + 4,200 * N$	46,200	$47,250 + 4,200 * N$
-	-	94,500	$52,500 + 4,830 * N$	94,500	$63,000 + 4,830 * N$

- ※ 当社で旧住宅金融公庫融資（マツヨリ購入融資）等における工事審査合格で一定の要件を満たす場合、上記①設計検査を省略とし、②竣工現場検査料の10,500円（税込）引きとなります。（フラット35S（優良住宅取得支援制度）を除く。）
- ※ 一般申請で竣工現場検査追加申請の場合は、上記②竣工現場検査料の10,500円（税込）引きとなります。
- ※ 戸建て（新築住宅）も上記「表1」に順する。

【フラット35登録マンション】

表2 業務料金（1棟単位）

M：戸数（戸数Mは上限を400戸とする）（単位：円/税込）

戸数	2-1: 住宅併用	2-2: 確認併用		2-3: 左記以外	
	②竣工現場検査	①設計検査	②竣工現場検査	①設計検査	②竣工現場検査
$0 < M \leq 100$	$21,000 + 1,050 * M$	31,500	$21,000 + 1,050 * M$	36,750	$21,000 + 2,100 * M$
$100 < M \leq 400$		35,700		46,200	
$400 < M$	441,000	42,000	441,000	52,500	861,000

<フラット35S【優良住宅取得支援制度】【フラット35登録マンション】>

表3 業務料金（1棟単位）

M：戸数（戸数Mは上限を400戸とする）（単位：円/税込）

戸数	3-1: 住宅併用	3-2: 確認併用		3-3: 左記以外	
	②竣工現場検査	①設計検査	②竣工現場検査	①設計検査	②竣工現場検査
$0 < M \leq 100$	$21,000 + 1,050 * M$	31,500	$21,000 + 1,470 * M$	36,750	$21,000 + 2,100 * M$
$100 < M \leq 400$		35,700		46,200	
$400 < M$	441,000	52,500	609,000	52,500	861,000

住宅金融支援機構融資

【賃貸住宅融資等】

1. 賃貸住宅融資（ファミリー対応）
2. 賃貸住宅融資（高齢者対応）
3. まちづくり住宅融資（賃貸住宅）
4. 住宅債権積立者・住宅積立郵便貯金積立者向け融資

表4 業務料金（1棟単位）

N：検査住宅戸数（単位：円/税込）

確認併用	住宅併用	賃貸住宅融資等(1棟単位)	
		①設計検査	②竣工現場検査
○	○	31,500	31,500+4,200 * N
-	○	34,650	36,750+4,200 * N
○	-	34,650	36,750+4,200 * N
-	-	94,500	52,500+4,830 * N

※ 確認併用、評価併用の内容については、「新築住宅」に順ずる。

◆業務料金の支払方法・期日

- 引受承諾書及び請求書受領後、UHECが指定する期限内に、指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込料金は、お客様ご負担にてお願いいたします。

◆出張費

- 検査対象となる物件が遠隔地の場合別途、出張費「表7」が発生する場合があります。但し、当社で完了・建設竣工検査を同時に行う場合は、現場検査の交通費の加算は、必要ありません。

中古住宅【フラット35・財形住宅】

1. 中古住宅 一戸建て等（木造以外の住宅）

表5 業務料金（検査住宅戸数）

（戸当り／円）税込

	既存評価併用	その他
リ・ユース住宅	15,750	36,750
リ・ユースプラス住宅	36,750	47,250
リ・ユースプラス住宅(基準金利利用) リ・ユースプラス住宅(償還期間の延長)	36,750	52,500
証券化支援事業(フラット35) 住宅金融支援機構 財形融資	26,250	47,250

※ フラット35S「優良住宅取得支援制度」の場合は、別途見積りとなります。

2. 中古住宅 共同住宅（マンション）

- ① 「登録」とは、旧公庫マンション情報登録済で登録証明書がある場合をいう。
- ② 耐震評価が必要な建築物（※3）は、上記金額に25,000円を加えた金額となります。
- ③ 検査対象となる物件が遠隔地の場合は別途出張交通費が発生する場合があります。

1. 表示登記の日付が昭和54年4月1日以後のもの[構造が耐火、性能耐火(耐久性有)及び準耐火(高性能)以外の住宅については、昭和59年3月31日以後]
2. 表示登記の日付が昭和54年3月31日以前のもの[構造が耐火、性能耐火(耐久性有)及び準耐火(高性能)以外の住宅については、昭和59年3月31日以前]
3. 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が、昭和58年3月31日以前)の建物

表6 業務料金（検査住宅戸数）

（戸当り／円）税込

		登録なし		登録あり	
		既存評価併用	その他	既存評価併用	その他
リ・ユースマンション	築25年以内	15,750	31,500	15,750	15,750
	築25年超	15,750	63,000	15,750	31,500
リ・ユースプラスマンション	築25年以内	31,500	73,500	31,500	42,000
	築25年超	31,500	73,500	31,500	42,000
証券化支援事業(フラット35) 住宅金融支援機構 財形融資		15,750	47,250	15,750	31,500

※ フラット35S「優良住宅取得支援制度」の場合は、別途見積りとなります。

表7 業務料金に加算される遠隔地における出張費等

（検査員1名につき/税込）

地域		出張費(円)	
地域区分	ユーイックからの距離: D(km)	日当	交通費
地域 : A	$D \leq 15$	0	0
地域 : B	$15 < D \leq 30$	0	3,150
地域 : C	$30 < D \leq 50$	0	4,200
地域 : D	$50 < D \leq 100$	10,500	8,400
地域 : E	$100 < D \leq 200$	10,500	15,750
地域 : F	$200 < D \leq 500$	21,000	26,250
地域 : G	$500 < D \leq 750$	21,000	36,750
地域 : H	札幌、福岡、同等の距離	21,000	68,250
地域 : I	沖縄、同等の距離	21,000	78,750